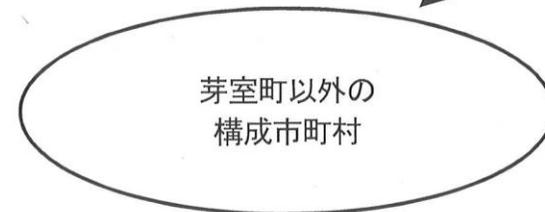
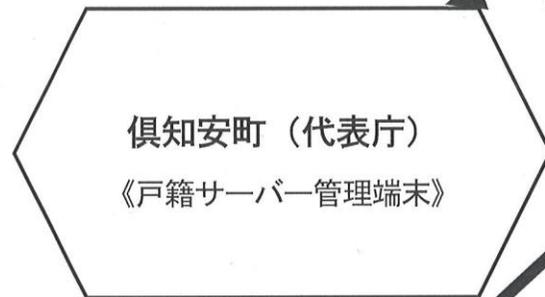
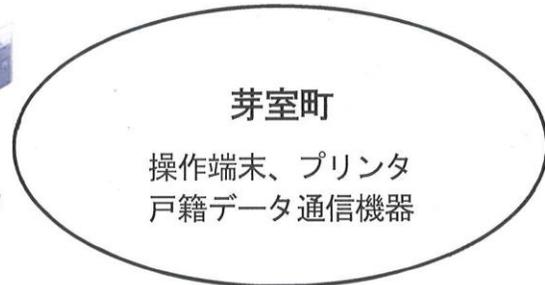
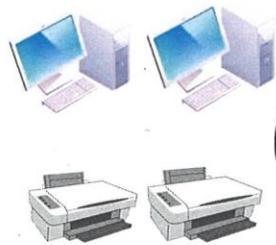


# 戸籍総合システム共同利用参加事業 説明資料

令和2年8月25日

# 1 戸籍システム共同利用の仕組み…運営主体：北海道自治体情報システム協議会



外部から閉鎖された  
ネットワーク通信

外部から閉鎖された  
ネットワーク通信

外部から閉鎖された  
ネットワーク通信

- 代表庁の役割**
- ①日次作業
    - ・システム動作確認
    - ・バックアップ確認
    - ・バックアップメディア交換
  - ②月次作業
    - ・システム再起動処理
  - ③年次作業
    - ・システムのバージョンアップ

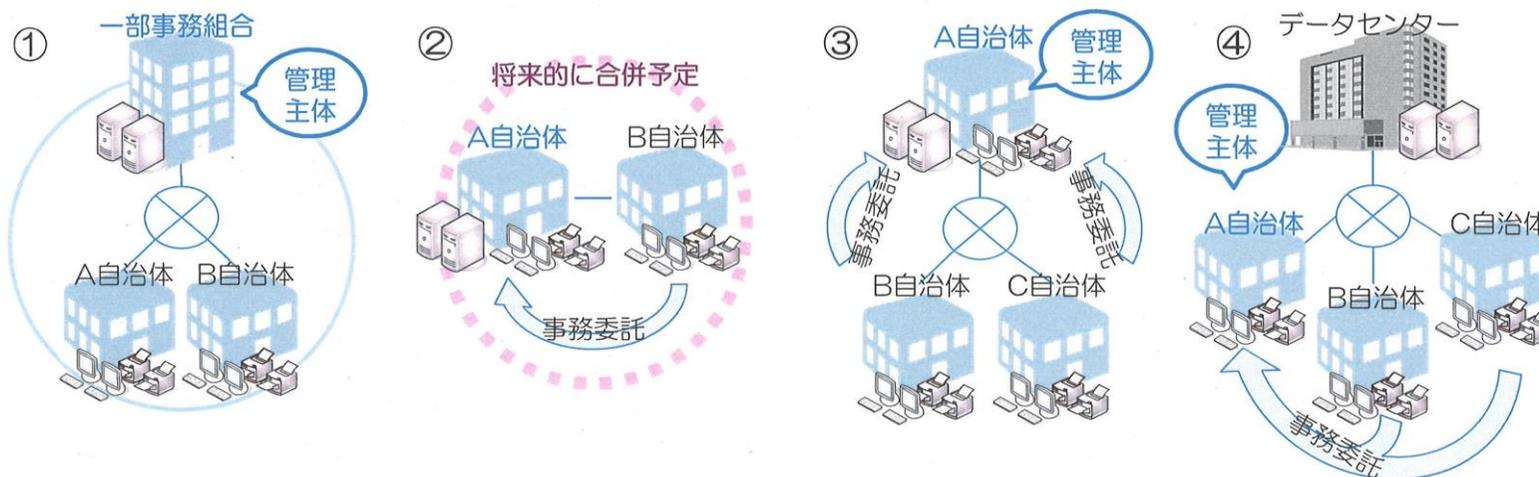
・戸籍システムを共同利用する市町村は、1グループ最大10市町村で構成され、その内の1市町村が代表庁となり、戸籍総合システムを運用します。（現在3グループ、23市町村が利用。本年度新たに4町村が加入予定）

・この共同利用による戸籍システムの運用に当たっては、芽室町は地方自治法に基づき、倶知安町（代表庁）に事務委託する必要があります。

※芽室町と倶知安町との間で、直接、戸籍データの通信を行うことはありません。

## 2 共同利用に関する認容の変遷について

	認容	認容内容
①	民二第4400号民事局長通達 (平成7年11月30日)	一部事務組合に中央処理装置を設置し、これを利用して戸籍システムを処理することが認容された事例
②	法務省民一第835号 民事局民事第一課長回答 (平成14年4月1日)	合併が確定している町村間において、事務委託により受託町に設置されたコンピュータを利用して戸籍事務を処理することが認容された事例
③	法務省民一第2168号 民事局民事第一課長回答 (平成23年9月14日)	事務委託により受託町に設置されたコンピュータを利用して戸籍事務を処理することが認容された事例
④	法務省民一第236号 民事局民事第一課長回答 (平成27年2月25日)	戸籍情報システムに係る戸籍サーバを民間データセンターに設置し、地方自治法に基づく事務委託により、受託庁が戸籍事務の電子情報処理組織の管理及び執行に関する事務を処理することについて認容された事例



### 3 戸籍システム共同利用（北海道自治体情報システム協議会）の特徴

#### 【セキュリティ水準向上】

- ・ 集中監視
- ・ 専門的維持管理
- ・ 高度なセキュリティ対策
- ・ 外部から閉鎖されたネットワーク通信

#### 【災害対策】

- ・ 停電対策装置
- ・ 自家発電装置
- ・ 耐震・制振・免震構造
- ・ 耐火区画・火災対策装置

#### 【コスト削減】

- ・ 共同利用
- ・ 一元的集中管理

#### 【省スペース化】

- ・ 戸籍サーバー撤去
- ・ 執務スペース確保

#### 【事務負担の軽減】

- ・ 倶知安町（代表庁）に事務委託（サーバーの管理）
- ・ 日次作業軽減
- ・ 月次作業軽減
- ・ 年次作業軽減

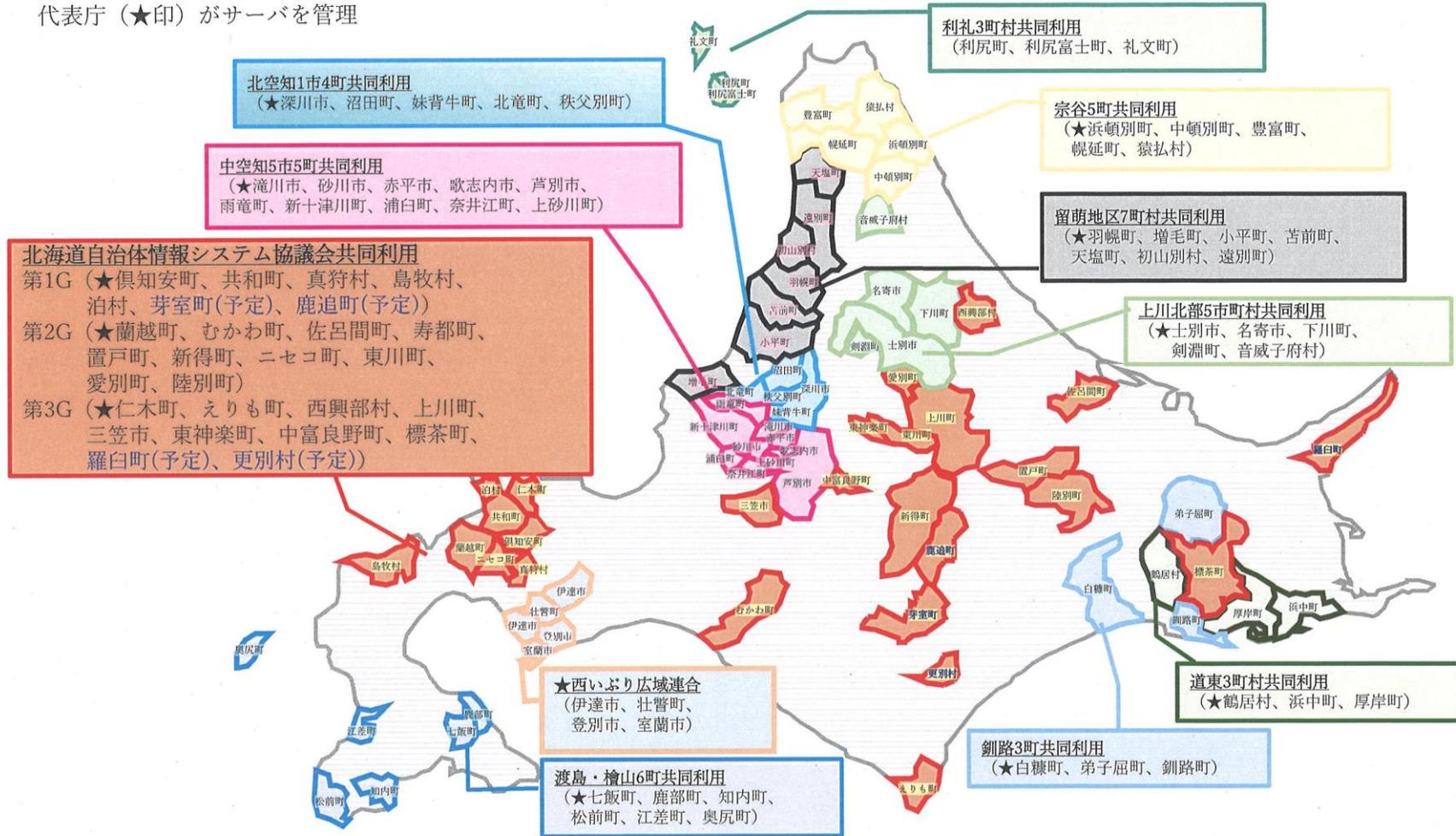
#### 【追加参加が可能】

- ・ 更新のタイミングで参加可能（要調整）
- ・ 市町村間での設計・仕様の調整不要

## 4 道内における戸籍共同利用の状況

### 78自治体が共同利用を実施/検討中

代表庁(★印)がサーバを管理



## 5 戸籍システムの共同利用グループへの参加順

令和2年7月31日現在 戸籍システムを共同利用しているグループが3つ構成されています。

No.	構成	市町村名（第1グループ）	市町村名（第2グループ）	市町村名（第3グループ）
1	代表庁	倶知安町 ①	蘭越町 ②	仁木町 ③
2	構成 市 町 村	共和町	むかわ町	えりも町
3		泊村	佐呂間町	西興部村
4		真狩村	寿都町	三笠市
5		島牧村	置戸町	上川町
6		芽室町（予定） ④	新得町	東神楽町
7		鹿追町（予定）	ニセコ町	標茶町
8			東川町	中富良野町
9			愛別町	更別村（予定）
10			陸別町	羅臼町（予定）

## 6 戸籍システム 役場に戸籍サーバー設置した場合と 共同利用した場合のコスト比較（5年間）

管理方法	システム保守点検	機器賃貸借	事務費負担金	代表庁負担金	共同利用 参加負担金	合 計
役場に戸籍サーバー設置	18,070,800	22,110,000				40,180,800
戸籍サーバーの 共同利用	負担金 (保守点検料) 10,560,000 負担金 (戸籍システムソフトウェア使用料) 9,240,000 計 19,800,000	賃借料 (操作端末・プリンター等賃借料) 6,043,980 負担金 (戸籍サーバー・ネットワーク使用料) 10,560,000 計 16,603,980	負担金 (協議会事務費) 300,000	負担金 (代表庁委託料) 120,000	負担金 (初回移行費用) 495,000	37,318,980
比 較	1,729,200	△5,506,020	300,000	120,000	495,000	△2,861,820

## 《事務負担及び人件費の削減効果》

### 【日次作業】

- ①システム動作確認
  - ②バックアップ確認
  - ③バックアップメディア交換
- 毎日 約5分間  
年間 約20時間

### 【月次作業】

- ①システム再起動処理
- 月1回 約30分間  
年間 約6時間

### 【年次作業】

- ①システムのバージョンアップ立会  
年1回 約4時間  
(時間外勤務)
- ②保守点検委託契約事務  
年1回 約4時間  
年間 約8時間

年間 約34時間の事務負担軽減効果

## 《共同利用に係るシステム費用負担》

「市町村の人口規模・戸籍数」に関係なし

一律の設定  
(パッケージ)

## 7 戸籍システム更新に当たっての検討

【庁内検討】 高い安全性、セキュリティ対策が講じられていることが前提

役場に戸籍サーバー設置

又は

戸籍システムの共同利用

のどちらの方法で更新するか検討しました。



なぜ、他社の戸籍システムへの変更を検討しなかったか？

システム機器の更新費用に加え、次の費用がかかるとともに、  
他社システムの構築には1年程度の期間を要するため

### 【データ変換費】

データの仕様が異なるので、戸籍データの変換が必要

### 【システムソフト費】

新たなシステムソフトの費用が必要

### 【データ照合費】

戸籍データの変換により、誤りが無いか複数名で目視などにより照合が必要

### 【操作研修費】

新たなシステムとなるため、職員が操作できるように、操作研修費用が必要

### 【その他費用】

- ・ 外字作成費用
- ・ 法改正対応費用
- ・ 機能強化・追加費用

### 【結論】

- ・ 現行と同じベンダー（富士ゼロックスシステムサービス㈱）によるシステム更新
- ・ 戸籍システムの共同利用によるシステム機器更新

他社の戸籍システムへの変更には、今回の更新費用に加え、それと同額以上の変更に係る費用が見込まれたため、現ベンダーによる更新とした。